

第74回再生医療等評価部会	資料1 - 1
令和4年3月10日	

## ヒトES細胞の樹立に関する指針の一部を改正する告示 概要

令和4年3月

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課

厚生労働省医政局研究開発振興課

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課

### 1. 趣旨・内容

ヒトES細胞の分配機関に関する指針等の一部を改正する告示（令和4年文部科学省告示第 号）により、ヒトES細胞の分配機関に関する指針（平成31年文部科学省告示第69号）及びヒトES細胞の使用に関する指針（平成31年文部科学省告示第68号）の一部が改正され、令和4年4月1日（仮）から施行されること等に伴い、ヒトES細胞の樹立に関する指針（平成31年文部科学省・厚生労働省告示第4号）について、形式的な変更（用語の整理）を行うもの。

### 2. スケジュール

令和4年4月1日公布・施行（仮）

（ヒトES細胞の分配に関する指針等の一部を改正する件の公布・施行と同日）

※ ヒトES細胞の分配に関する指針等の一部を改正する件については、その公布日及び施行日を令和4年4月1日として文部科学省にて審査を行っているところである。

※ 行政手続法第39条第4項第8号に該当するため、パブリックコメントは実施しない。

第74回再生医療等評価部会	資料 1 - 1
令和4年3月10日	

【参考】

○行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2～3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七 （略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

○行政手続法施行令（平成6年政令第265号）（抄）

（意見公募手続を実施することを要しない命令等）

第四条 法第三十九条第四項第四号の政令で定める命令等は、次に掲げる命令等とする。

一～十四 （略）

2 法第三十九条第四項第八号の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理

二 前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更